



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料

令和3年11月22日（月）

問い合わせ先：指導1課

課長：藤田

担当：廣田、佛原

電話：829-1660

内線：4058

オンライン授業に係る出席停止の取扱いについて

10月22日付けで、文部科学省より指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱いについて、各設置者等の判断により「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能となりました。

つきましては、緊急事態宣言中にオンライン授業に参加した児童生徒の出欠席の本市における取扱いについてお知らせいたします。

1 指導要録上の出欠席の取扱いについて

- ・「出席停止・忌引等の日数」としての取扱いは変更しない。

2 指導要録上の記載について

- ・「出席停止・忌引等の日数」の欄の（ ）内に「オンライン特例授業出席日数」として記載する。

区分 学年	授業 日数	出席停止・ 忌引等の日数 ※（ ）内の数はオンラ イン特例授業出席日数	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備考
1	205	10 (5)	195	3	192	
2		( ) 内にオンライン特例授業出席日数を記載する				
3		( ) 内にオンライン特例授業出席日数を記載する				



## 議題1

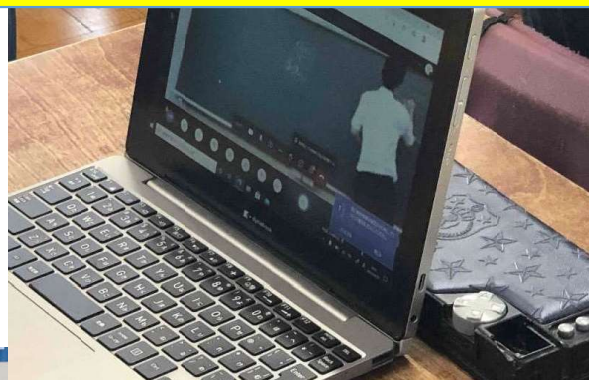
# オンライン授業に係る出席停止の 取扱いについて

さいたま市教育委員会

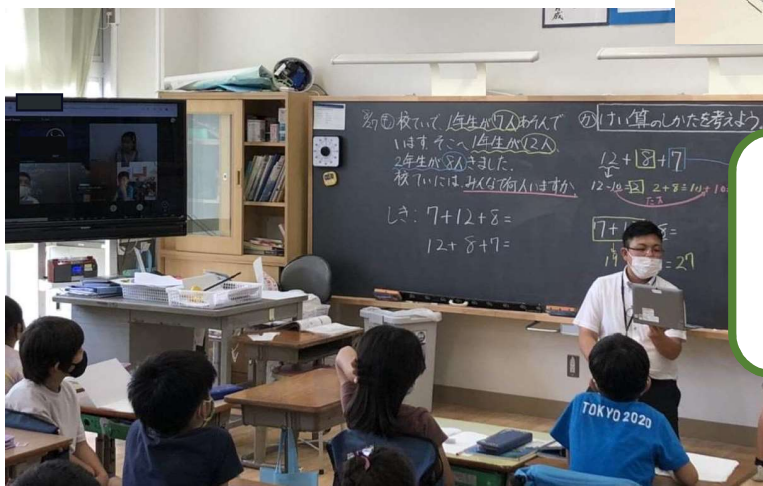
# ■ 緊急事態宣言中、デルタ株が感染拡大する中での2学期開始

学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を併せた「ハイブリッド授業」の実施

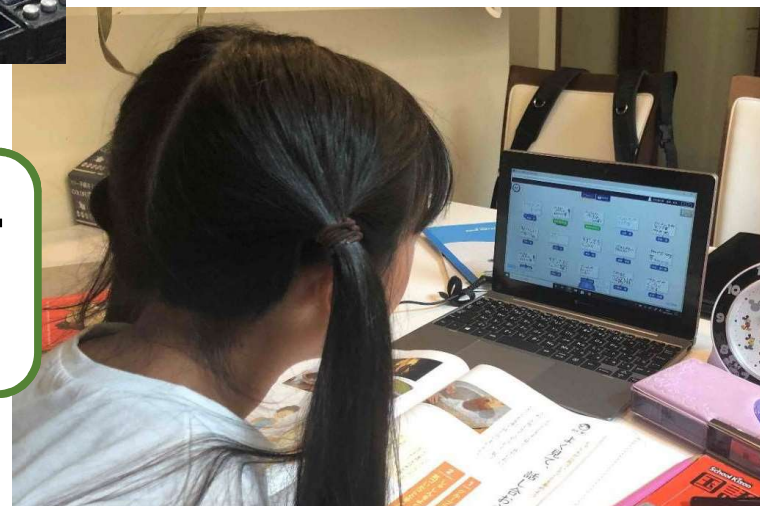
通常登校を希望する  
児童生徒には  
学校での通常授業



登校を控えることを希望  
する児童生徒には同時  
双方向のオンライン授業



子どもたち同士  
の関わり合い



# ■オンライン授業の実施に係る通信環境

## オンライン授業を希望する児童生徒の割合【8月27日（金）現在】

・ 小学校 約 21% ・ 中学校 約 12%

8月27日(金)

9月3日(金)

- ・ ネットワーク環境の整備後、理論上は問題ないことを確認。
- ・ 実際の授業を想定した検証を繰り返し行い、実施が可能であることを再度確認。

オンライン授業の開始

- ・ 8月30日(月)、31日(火)に、**ネットワークの不具合が発生**

8月30日 「L-gate」サーバーの増強  
8月31日～ ネットワーク不具合等の対応

**少しでも通信を妨げる可能性のある要素を洗い出し、1つ1つに対応**

- ◆家庭における端末のカメラ・マイクのOFF、校内での接続端末の制限等のデジタルダイエットの実施
- ◆フレッツ光のモデムのリセット
- ◆ネットワーク機器の通信領域の最適化
- ◆フィルタリングやファイヤーウォール装置の設定変更
- ◆学校への個別訪問によるアクセスポイントの設定調整

全ての学校で安定して  
オンライン授業を実施



# ■ オンライン授業の出欠について

令和3年2月19日付け  
文部科学省通知より

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、**登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しない。**

※「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

オンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を**指導要録の別記として記録する。**

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について  
(令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

**対象** 感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒  
感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防  
災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情  
※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の扱いについては、**文部科学省と繰り返し議論を行った。**

・感染症・災害等の状況に応じて、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる  
・特に一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う

**非常時** <自宅等における学習の取扱い>  
・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要  
・自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能  
・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、**再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能**  
\*一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

<指導要録上の取扱い>  
・「欠席日数」としては記録しない  
・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「**オンラインを活用した特例の授業**」として指導要録に記録  
①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導  
②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）  
\*非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要  
\*令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

さいたま市は、令和3年2月19日付け文部科学省通知と同様の対応とした。  
しかし、保護者等から、「なぜ出席停止」という声が上がった。

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日) (抄)  
「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

# ■オンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言

令和3年10月12日



**市長と共に文部科学省を訪問  
提言書を鰐淵洋子政務官に手交**



# ■文部科学省からの事務連絡について

令和3年10月22日付け  
文部科学省事務連絡より

各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって、各設置者等の判断により「**出席停止・忌引き等の日数**」を記入する欄の名称を変更することが可能である。

各設置者等の判断により、指導要録における「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、周知します。

事務連絡  
令和3年10月22日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱いについて（周知）

非常時にオンラインを活用した特例の授業（注）等を実施した場合も含め、分散登校により臨時に学年の中の一部を休業した場合等については、指導要録の「出欠の記録」において、その日数を「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する旨、お知らせしているところです。（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号初等中等教育局長通知）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知）等）

（注） オンラインを活用した特例の授業とは、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）において、指導要録の「指導に関する記録」の別記として学年ごとに作成することとしている、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について実施した一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導をいう。

今回、こうした取扱いを変更するものではありませんが、各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって、各設置者等の判断により「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、お知らせします。なお、このことについては、全ての設置者等に対して対応を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、必要に応じて周知くださいますようお願いいたします。

# ■今後のさいたま市の指導要録の記載について

## 現在

区分 学年	授業 日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備考
1	205	10	195	3	192	
2						
3						

## 今後、変更を予定



区分 学年	授業 日数	出席停止・ 忌引等の日数 ※( )内の数はオンラ イン特例授業出席日数	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備考
1	205	10 (5)	195	3	192	
2						
3						

( ) 内にオンライン特例授業出席日数を記載する



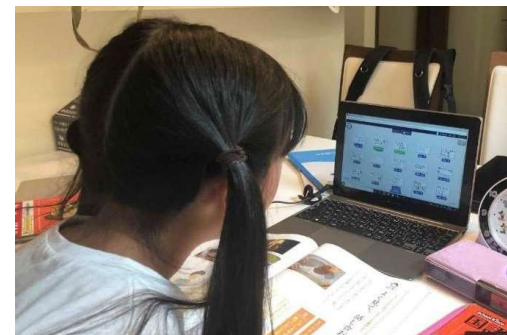
## ■今後のオンライン授業（学習）について

### タブレットの持ち帰りの開始・一斉接続テストの実施

**タブレットの持ち帰りを始めていきます!!**



家庭で、インターネットを利用した調べ学習、ドリル学習、学習動画等の視聴、学校からの学習課題の配付や提出等、児童生徒の実態に応じて行ってまいります。



**オンライン授業（学習）実証実験 一斉接続テストを行います!!**



新型コロナウイルス感染拡大第6波に備え、家庭で児童生徒がオンライン授業に参加した際の、通信状況を確認します。

12月23日（木）・1月7日（金）・1月8日（土）  
原則上記のいずれか一日で学校ごとに実施予定

